

岩手労働局登録教習機関
令和 7 年公示第 5 号

登録教習機関の業務廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 77 条第 3 項において準用する労働安全衛生法第 49 条の規定による届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	盛岡南職業能力訓練センター
登録教習機関の住所	岩手県盛岡市月が丘二丁目 15 番 1 号
代表者職氏名	センター長 岡部 英洋
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	盛岡南職業能力訓練センター 岩手県盛岡市月が丘二丁目 15 番 1 号
廃止しようとする技能講習及び登録番号	
ガス溶接技能講習	7-302
廃止年月日	令和 8 年 3 月 31 日
令和 7 年 12 月 23 日	

岩手労働局長